



東京海上日動

動産総合保険



東京海上日動 ドローン 機体保険

(動産総合保険)
【FLIGHTS無料オンライン講座受講者様限定プラン】 (法人事業者・個人事業主様向け)

ドローンは、農薬散布、航空写真撮影、災害調査等の商業的または公共的な利用機会が増加しております。しかし、ドローンの使用には様々なリスクが伴います。万が一の事故による機体の破損や、機体の捜索が必要になる等のリスクに備えた機体保険（動産総合保険）へのご加入をおすすめします。



本保険の特徴

- 1 インターネットで簡単加入！**
無料オンライン講座受講完了後にインターネットで簡単にご加入手続きが可能です！
- 2 無料オンライン講座受講者様限定プラン！**
無料オンライン講座受講者様向けに設計した独自プランをご用意しております！
- 3 スピーディーに補償開始！**
掛金お支払手続完了日（*）の最短翌日より補償開始！安心してドローンを操縦できます！
 (*) 掛金のお支払手続きにより異なります。
 ■クレジットカード払：クレジットカードでの支払手続き完了日
 ■口座振込：指定口座着金日

お問い合わせ先

【取扱代理店】 エイ・シーエフ 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-14-9

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023 mail:drone@a-c-f.jpHP:<http://www.a-c-f.jp> FB:<https://www.facebook.com/drone.ACF/>

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

航空保険部 営業課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL 03-3285-1726

保険の概要

動産総合保険

保険責任期間中にドローンに生じた、不測かつ突発的な事故による損害に対して、保険金をお支払します。（例）墜落や他物との接触による破損、保管中の火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災、雪災、水濡れ、盗難等によって生じる損害 等

項目	
保険の対象となるドローン (*1) もしくはドローン用カメラ（単体）	FLIGHTS無料オンライン講座受講者様が所有する総重量 (*2) 150Kg未満かつ保険金額5万円以上の業務に使用する産業用ドローン（曲技（エアショー）、レジャー、競技用等のドローンは対象外です。）もしくはドローン用カメラ（単体）
契約者	株式会社FLIGHTS
被保険者 (補償を受けられる方)	ドローンを所有するFLIGHTS無料オンライン講座受講者様（記名被保険者）
保険責任期間	「クレジットカードでの支払手続完了日」または「掛金の指定口座着金日」の翌日午前0時のいずれか遅い時から1年後の応当日の午後4時 もしくは 指定した補償開始希望日の午前0時から1年後の応当日の午後4時
保険金額	保険加入時のドローンの協定保険価額を保険金額として設定します

(*1) 遠隔誘導式小型回転翼機であり、手投げ式、カタパルト式、滑走式等の固定翼機を除きます。

（機体に装着されているカメラ、散布機器、検査機器、広告等の付属設備を含みます。）

(*2) 燃料、薬剤、付属機器等すべてを搭載した状態での重さをいいます。また、燃料、薬剤は保険の対象に含まれません。

補償プラン

項目	補償内容	ライトプラン	スタンダードプラン	海外プラン
補償内容	損害保険金	○	○	○
	残存物取片づけ費用保険金	○	○	○
	損害拡大防止費用	○	○	○
	権利保全費用	○	○	○
	捜索費用保険金	○	○	○
	水災危険担保特約	○	○	○
	代替機レンタル費用保険金 (代替機レンタル費用担保特約)	×	○	○
	代位求償権放棄特約	×	○	○
	国外危険担保（一時持ち出し用）	×	×	○
	免責金額	0円（1事故）		
年間制度掛金	（例）保険金額27万円の機体の場合 <u>※掛金は機体毎に異なります。ご加入時にご確認ください。</u>	18,190円 (うち保険料15,460円)	22,980円 (うち保険料15,460円)	57,440円 (うち保険料48,820円)

※上記の掛金には保険料のほかシステム維持費が含まれています。

※期中のプラン変更はできません。あらかじめご了承くださいます様お願ひいたします。

お支払いする保険金と付帯する主な特約

損害保険金	<p>○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とするドローンに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。</p> <p>○損害保険金は、損害の額（全損の場合には再調達価額を、全損に至らない場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合にはその分を差し引きます。））をお支払いします。ただし、損害保険金の額は、損害を受けたドローンを復旧するために実際に要した費用を超えないものとします。</p> <p>○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で再調達価額に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。</p> <p>※再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額が再調達価額の50%を下回る場合は、上記の再調達価額を時価に読み替えてお支払いします。</p> <p>※次の場合においては、時価支払額によって損害保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害が生じた日から2年以内に復旧を行わなかった場合または復旧の意思のないことを書面をもって弊社に通知した場合 ・復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合 ・再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合 <p>※操縦中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。</p>
残存物取片づけ費用保険金	○損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。
損害拡大防止費用	<p>○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。</p> <p>○保険金額と再調達価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。</p>
権利保全費用	○東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供するに引換に取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
水災危険担保特約	○台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いする特約です。ただし、残存物取片づけ費用保険金および損害拡大防止費用はお支払いの対象外です。
検索費用保険金	○操縦中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを検索するために支出した必要または有益な検索費用（交通費、宿泊費、検索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。
代替機レンタル費用保険金 (代替機レンタル費用担保特約) (スタンダードプラン、海外プランのみ)	<p>○不測かつ突発的な事故によってドローンに損害が生じた場合または操縦中のドローンの行方が分からなくなったりた場合において、代替機のレンタルを行うために支出した費用（※1）を保険金額の10%に相当する額を限度に代替機レンタル費用保険金をお支払いします。</p> <p>（※1）次のいずれかに該当する時より後に使用された費用に対しては、代替機レンタル費用保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後保険の対象が被保険者の手元に戻った時。</p> <p>②被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替機を取得した時。</p>
代位求償権放棄特約 (スタンダードプラン、海外プランのみ)	<p>○保険金を支払うべき損害が、この特約記載の特定の者（※2）の行為によって生じた場合は、故意または重大過失による場合を除き、その者に対する代位求償権行使しません。</p> <p>（※2）特定の者は以下となります。</p> <p>①保険の対象の受託者（その代理人および使用者を含みます。）</p> <p>②賃貸借契約または使用賃借契約に基づき保険の対象を占有している者（その代理人および使用者を含みます。）</p> <p>③契約者または被保険者の承諾を得て保険の対象を使用中の者（その者と共同して使用する者を含みます。）</p>
国外危険担保 (海外プランのみ)	○日本国外へ一時持出中に生じた損害に対して保険金を支払います。

補償の対象とならない主な損害

- ・被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- ・ブレードに単独で生じた損害
- ・操縦中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できることによる損害
(ただし、検索費用保険金、代替機レンタル費用保険金は除きます)
- ・日本国外にある保険の対象について生じた損害（海外プランを除く）
- ・電気的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象のかしによって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。等

※補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

ご加入手続きについて

STEP1. オンライン講座受講完了後、FLIGHTS「ドローン保険」ホームページ 「お申込み（お見積り）」バナーからお手続きください

FLIGHTS「ドローン保険」ホームページにある「お申込み（お見積り）」バナーをクリックいただくと、Web申込フォームが表示されます。画面の案内に沿ってお手続きをお願いいたします。

保険料お支払方法

下記①もしくは②のどちらかをご選択ください。

①クレジットカード払

ご加入手続時にクレジットカード払いのお手続きをしてください。

②振込払

ご加入手続後に保険料を金融機関または郵便局からお振り込みください。

【振込先口座】 三井住友銀行 渋谷支店 普通口座 9550529
カ) フライト

補償開始日

「クレジットカードでの支払手続完了日」または「掛金の指定口座着金日」の翌日午前0時のいずれか遅い時から1年後の応当日の午後4時

もしくは

指定した補償開始希望日の午前0時から1年後の応当日の午後4時

補償終了日

補償開始日の1年後の応当日の午後4時

(例：補償開始日が2019年11月25日の場合は2020年11月25日午後4時になります)

STEP2. ご加入お手続き完了後に発行される加入者証の内容をご確認ください

お手続き完了後、ご登録いただいたメールアドレスに加入者証（PDFファイル）を送付いたします。内容ご確認のうえ、印刷もしくは画面保存をお願いいたします。万が一、内容に誤りがある場合は取扱保険代理店 エイ・シー・エフまで至急ご連絡くださいますようお願いいたします。

【エイ・シー・エフ】

TEL 03-6411-4874 FAX 03-5490-7023 メールアドレス：drone@a-c-f.jp

ご加入後の変更

住所・ご連先・ご加入者名等のご変更がありましたら保険代理店 エイ・シー・エフまでご連絡ください。
※タイプ変更は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください

万が一の事故の際には

お手元に加入者証をご準備の上、保険代理店 エイ・シー・エフまでご連絡ください。

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023 メール：drone@a-c-f.jp (平日9:00~17:00／休：土日祝)

ご加入の際にご注意いただきたいこと

1. この保険について

- この保険は株式会社FLIGHTSを保険契約者とし、株式会社FLIGHTSが提供する無料オンライン講座受講者を被保険者とする保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は株式会社FLIGHTSが有します。

2. 告知義務について

- Web申込フォーム等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。
ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

3. 通知義務について

- ご加入後にWeb申込フォーム等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡下さい。また、ご連絡の際には弊社より発行している加入者証のコピーを併せてご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

4. 事故が起きた場合の手続き

- 損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故状況、受けた損害の内容その他の必要な事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡下さい。また、ご連絡の際には弊社より発行している加入者証のコピーを併せてご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

●保険金請求に必要な主な書類
保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。）。

- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

5. 解約と解約返れい金

- ご契約の解約については、取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

6. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

7. 加入者証

- ご契約後、1か月経過してもご登録いただいたメールアドレスに加入者証（PDFファイル）が届かない場合は、代理店または弊社にお問い合わせください。

8. 代理店の業務

- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、ご契約の代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

10. 重大事由による解除について

- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

11. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・Web申込フォーム等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

このパンフレットは、動産総合保険の概要についてご紹介したものです。

詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である株式会社FLIGHTSの代表者にお渡ししております保険約款によります。

保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、株式会社FLIGHTSまでご請求ください。

ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

